

# 令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き 久米島町

提出期限は令和8年2月2日（月）です

## ～申告の際のお願い～

- 償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在で所有されている資産について**申告義務**があります。この手引きを参考に申告書を作成の上、ご提出ください。
- 郵送により提出される方で、受付印を押印した**控用申告書の返送を希望される場合は、必ず返信用封筒（宛名記入・切手貼付）を同封してください。**
- 久米島町ホームページより申告書様式のダウンロードができます。
- 継続して申告される方は、前年度（令和7年度）の期末価額と今年度（令和8年度）の期首価額が一致しているかご確認ください。
- 償却資産をお持ちでない場合や、町外へ転出、事業継承、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「償却資産申告書」と共に「**種類別明細書**」を必ず提出ください。

### 申告書の提出・お問い合わせ先

〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地  
久米島町役場 税務課 償却資産担当

TEL：098-985-7127

FAX：098-985-7120



久米島町 償却資産  
様式はこちら

# 目次

## I 償却資産とは . . . . . 1

1. 償却資産とは
2. 家屋と償却資産の区分表
3. 申告が必要な方
4. 業種別の主な償却資産
5. 申告の必要がない資産
6. 少額の減価償却資産の取扱いについて
7. 国税の取扱いと主な違い
8. 太陽光発電設備について

## II 償却資産の申告について . . . . . 8

1. 申告していただく方
2. 申告方法と提出種類
3. 申告時の注意事項
4. 申告内容の確認調査について
5. 国税資料等の閲覧について
6. 電子申告(インターネット上からの申告)について

## III 申告書の作成 . . . . . 10

1. 償却資産申告書の記入例
2. 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例
3. 種類別明細書(減少資産)の記入例

# I 償却資産とは

## 1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税または所得税を課されない物が所有するものを含みます。)をいいます(地方税法第341条第4号<固定資産税に関する用語の意義>)。

また、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

### 償却資産の種類とその具体例について

資産の種類		申告が必要な償却資産の例
第1種	構築物	門、フェンス、舗装路面、緑化施設、独立煙突、広告塔、庭園、固定資産税上家屋と評価されない簡易プレハブ建物、自転車置き場、テント倉庫等
	建物附属設備	① 物の所有者が取り付けした建物附属設備は、家屋として評価するものと償却資産として評価するものに区分されますが、家屋と構造上一体となっていない屋外の給排水設備、ネオンサイン、投光器や独立した機械装置としての性格が強い受変電設備、蓄電池設備、特定の生産又は業務の用に供される工場の動力源としての電気設備等は、償却資産として取り扱います(P2「家屋と償却資産の区分」参照) ② 賃借人(テナント)等がその事業のために施工した内装・造作・建築設備等は、賃借人(テナント)等の償却資産として取り扱います。
第2種	機械及び装置	各種製造・加工・修理等の機械設備、機械式駐車設備、土木建設機械、ガンリンスタンド設備、クリーニング設備、印刷機械等
第3種	船舶	漁船、貸ボート、遊漁船、客船、モーターボート、はしけ等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車(ナンバーの分類番号が9、90～99、900～999のもの)、構内運搬車等 ※自動車税や軽自動車税の課税対象となるものを除きます。
第6種	工具・器具及び備品	パソコン、構造上家屋と一体となっていないエアコン、理容・美容機器、各種医療機器、パチンコ器、カウンター、応接セット、陳列ケース、レジスター、金庫、自動販売機、テレビ、カラオケ等の音響機器、冷蔵庫、TEL、看板、じゅうたん、治具・金型、貸衣装、貸植木、カーテン等

## 2. 家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示しますと、次のとおりです。

家屋と設備等の所有関係が異なる（テナント等）場合は当該設備等はすべて償却資産申告の対象です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係が同じ場合 (自己所有家屋に取り付けた設備等)		
			家屋 として評価	償却資産 として申告	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○		
電気設備	受変電設備	設備一式(キュービクル等)		○	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○	
	中央監視設備	設備一式		○	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			○
		屋内設備一式		○	
	電力引込設備	引込工事			○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			○
		上記以外の設備(エレベーター・空調設備用等)		○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器			○
		配管・配線、端子盤等		○	
	LAN設備	設備一式			○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			○
		配管・配線等		○	
監視カメラ(ITV)設備	受信機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器			○	
	配管・配線等		○		
避雷設備	設備一式		○		
火災報知設備	設備一式		○		
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○	
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○		
	給湯設備	局所式給湯設備(洗面台等に直結の電気温水器等)			○
		局所式給湯設備(ユニットバス用等、給湯配管を伴うもの)、中央式給湯設備		○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			○
		屋内の配管等		○	
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)		○		
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			○	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○		
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		○	
		上記以外の設備		○	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			○
上記以外の設備			○		
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		○	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウエーター)等		○	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			○
		上記以外の設備(給湯室のミニキッチン等)		○	
その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			○	
外構工事	外構工事	工事一式(舗装・門・塀・緑化施設等)		○	

### 3. 申告が必要な資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。なお、次に掲げる資産も申告の対象となりますのでご注意ください。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産(完成して事業の用に供している部分)
- ② 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- ③ 償却済資産(減価償却を終えた資産)
- ④ 遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)
- ⑤ 未稼働資産(既に完成しているが、まだ稼働していない資産)
- ⑥ 資本的支出としての改良費(新たな資産の取得とみなされ、本体とは独立した資産)
- ⑦ 赤字決算などのために減価償却を行っていない場合でも、本来減価償却が可能な資産
- ⑧ 使用可能な期間が1年未満または取得価額が20万円未満であっても、個別に減価償却している資産
- ⑨ 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産
- ⑩ 本来の事業に直接使用する資産のほか、従業員の福利厚生のために所有している資産

### 4. 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産の内容
各業種共通	受変電設備、看板、屋外広告塔、舗装路面、外灯、テナント内部造作、緑化施設、庭園、ネオンサイン、キャビネット、応接セット、コピー機、タイムレコーダー、テレビ、エアコン、金庫、机・椅子、パソコン、LAN設備、レジスター、外構工事(フェンス・植栽)など
飲食業	カウンター、室内装飾品、カラオケ機器、自動販売機、ステレオ、放送設備、タオル蒸器、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用品、製麺機、日よけなど
理・美容業	理・美容椅子、消毒殺菌機、タオル蒸器、洗面設備、ドライヤー、サインポールなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリーブ、プレス、モーター、ミシンなど
ホテル・旅館業	ベッド、カラオケ機器、製氷機、厨房設備、自動販売機、電話交換設備など
小売業 食肉鮮魚販売業	冷凍機、肉切断機、挽肉器、電子秤、冷蔵ストッカー、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、POSシステムなど
加工・修理業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具、塗装ブース、工業用水道、溶接機、貯水設備など
医(歯)業	レントゲン機器、調剤機器、ファイバースコープ、消毒用殺菌機器、手術機器、歯科診療ユニット、待合室の椅子など
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分、ブロック塀、太陽光発電設備など
娯楽業	パチンコ・パチスロ器、ゲーム器、パチンコ器取付台(シマ工事)、玉洗浄配給装置、両替機、玉計数機、受変電設備、蓄電池設備、パチンコ機器等の動力配線等両替機、カラオケ機器、スクリーン設備
駐車場業	受変電設備、フェンス・屋外照明・舗装等の外構工事、駐車料金自動計算装置、機械式駐車設備等

## 5.申告の必要がない資産

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- ② 無形固定資産（特許権、商標権、営業権、水道施設利用権、ソフトウェア等）
- ③ 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- ④ 棚卸資産（貯蔵品、商品等）
- ⑤ 牛、馬、果樹その他の生物（ただし、観賞用興行用及びこれらに準ずる用に供するものは、申告の対象です）
- ⑥ 取得価額が10万円未満の償却資産で、かつ税務会計上一時に損金又は必要な経費に算入された資産
- ⑦ 取得価額が20万円未満の償却資産で、かつ税務会計上3年間で一括して均等償却した資産

## 6.少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記(1)～(3)に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- (1) 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- (2) 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- (3) 地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの。

ただし、下記(4)、(5)に記載する資産は固定資産（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。

- (4) 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- (5) 少額であっても、個別に減価償却することを選択した資産

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金算入／必要経費 <sup>※1 ※5</sup>	申告対象外	—	—	—
3年一括償却 <sup>※2 ※5</sup>	申告対象外		—	—
リース資産（ファイナンス・リース）	申告対象外		申告対象	
中小企業特例 <sup>※3 ※5</sup> （租税特別措置法適用）	申告対象			—
個別減価償却 <sup>※4</sup>	申告対象			

※1 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

※2 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

※3 中小企業特例を適用できるのは、平成18年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です。（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）

※4 個人の方については、平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。（所得税法施行令第138条）

※5 令和4年4月1日以降に取得した資産の内、貸付（主要な事業として行われるものを除く）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外です。

その他、国税との取扱いの違いは5ページをご参照ください。

## 7. 国税の取扱いと主な違い

固定資産税(償却資産)と国税では取扱いが異なる点がありますので、ご注意ください。

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い(法人税・所得税)
償却計算の期間	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	原則として旧定率法を適用 固定資産評価基準※1に定める原価率 によります。	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日以降取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)
前年中の新規取得資	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却・即時償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	1円(備忘価格)
改良費(資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と 改良費を区分して評価)	原則区分評価
共有資産	持ち分を合算して共有名義で申告	持ち分それぞれを減価償却
償却済資産	事業の用に供していれば申告	減価償却していない
所有権移転外リース の資産※2	所有者(リース会社・賃貸人)が申 告	原則として賃借人が減価償却
中小企業等の少額減価償却 資産の取得価額の損金算入の特例※3 (租税特別措置法)	認められません	損金算入が可能 (租税特別措置法第28条の2、 第67条の5、旧第67条の8)

※1 固定資産評価基準とは、地方税法388条に基づく総務大臣の告示です。

※2 国税においては、平成19年度の税制改正により、平成20年4月1日以降に締結した所有者移転外リースについて、原則として売買として取扱われることになりましたが、固定資産税(償却資産)においては、従来通り所有者であるリース会社・賃貸人が納税義務者になります。

※3 租税特別措置法において、中小企業に該当する法人・個人事業者については、取得価額が30万円未満の減価償却資産を損金に算入できる措置が講じられていますが、この特例は国税に関する制度ですので、地方税である固定資産税(償却資産)では適用されません(5ページ参照)。

従って、この特例による損金算入した資産は、固定資産税(償却資産)の申告対象となります。

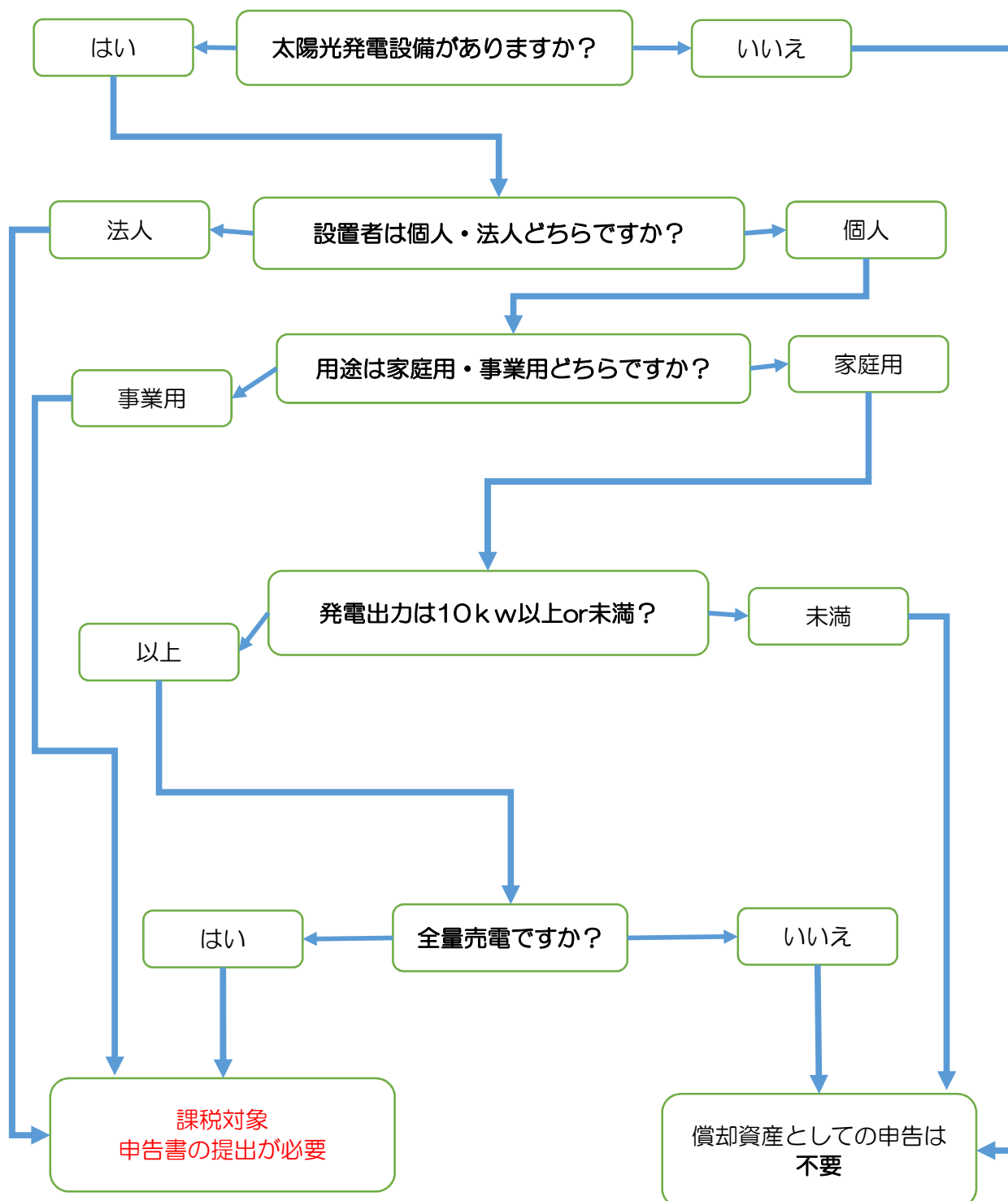
## 8.太陽光発電設備について

太陽光発電設備も固定資産税の対象となる場合があります！

例えば

- 太陽光発電設備のある家を新築した、購入した
- 土地や家屋に太陽光発電設備をつけた
- 相続した家屋に太陽光発電設備がついていた
- 太陽光発電設備による電力を農業やアパート経営など、個人で事業に使っている 等

### 【太陽光発電設備に係る償却資産課税対象フローチャート】



対象となる太陽光発電設備をお持ちの方は、償却資産の申告をお願いします。

## 【課税対象となる太陽光発電設備】

- 太陽光パネル(家屋の屋根材となっている場合を除く) ○架台 ○接続ユニット  
 ○パワーコンディショナー ○表示ユニット ○電力量計 等  
 ※太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数は17年となります。

## 【課税標準の特例】

平成24年5月29日から平成28年3月31日までの間に取得された設備については、一定の要件を満たす「売電型」(※1)の設備が特例の対象でしたが、平成28年度税制改正により、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された設備については、一定の要件を満たす「自家消費型」(※2)の設備に適用されることになりました。

また、平成30年4月1日以降に取得した設備については、発電の出力量により適用される特例割合が異なります。

取得時期	平成24年5月29日～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年4月1日～
特例対象設備	※1「売電型」 固定価格買取制度の認定を受けた太陽光発電設備で、 発電出力が10kw以上のもの	※2「自家消費型」 固定価格買取制度対象外かつ再生可能エネルギー事業者支援事業補助金を受けて取得した発電設備で、 発電出力が10kw以上のもの	※2「自家消費型」 固定価格買取制度対象外かつ再生可能エネルギー事業者支援事業補助金を受けて取得した発電設備で、 発電出力が10kw以上のもの (出力量により適用される特例割合が異なります)
特例期間 特例内容	新たに固定資産税が課されることになった年度から3年分に限り、課税標準額を2/3に軽減します。(1/3を減額)		○出力1,000kw未満 新たに固定資産税が課されることになった年度から3年度分に限り課税標準額を2/3に軽減します。  ○出力1,000kw以上 新たに固定資産税が課されることになった年度から3年度分に限り課税標準額を3/4に軽減します。
根拠法令	地方税法附則第15条第25項 同法施行規則附則第6条第55項及び56項		
提出書類	①償却資産申告書・種類別明細書 ②固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申請書 ③一般社団法人日本環境協会(平成30年3月31日までは一般社団法人 環境共創イニシアチブ)が発行した「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し		

## Ⅱ. 償却資産の申告について

### 1. 申告していただく方

令和8年1月1日現在、久米島町内に償却資産を所有されている方は、所有状況を申告していただく必要があります。

### 2. 申告方法と提出書類

①一般の申告方法(所定の申告用紙により申告していただく場合)

申告対象者	申告していただく資産	提出書類
★今回初めて申告される方 ★令和7年1月2日以降に新規に事業を開始された方	令和8年1月1日現在、久米島町内に所有されている <b>すべての償却資産</b>	償却資産申告書(償却資産課税台帳) 種類別明細書(増加資産・全資産用)
★前年度以前に申告をされている方	令和7年1月2日から令和8年1月1日までに <b>増加又は減少した資産</b> (前年度までの申告漏れ資産)	償却資産申告書(償却資産課税台帳) 種類別明細書(増加資産・全資産用) 種類別明細書(減少資産用)

②電算処理により申告される場合

申告者自らの電算システムにより、全所有資産について評価額等を計算した上で申告していただく方法です。

本町様式に準じた形で、記載事項のすべてを記載してください。

なお、前年中に資産の増減がある場合には、増減がわかる明細書の提出をおねがいします。

③電子申告の場合

eLTAXを利用した電子申告もご利用いただけます。

利用方法等の詳細はeLTAX:地方ポータルシステムのホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご参照ください。

### 3. 申告時の注意事項

- ①償却資産を所有されていない場合、事業の解散、廃業、転出等の場合、又は前年中の資産の増減がない場合も、申告書備考欄にその旨を記入の上、必ず申告書を提出してください。
- ②平成20年度税制改正において、「機械及び装置」を中心に法定耐用年数の改正が行われました。過去に申告された資産の中に該当するものがあれば、改正後の耐用年数を申告する必要があります。

#### 4. 申告内容の確認調査についてのお願い

償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づき電話での問合せや資料提供の依頼を行っておりますので、ご協力をお願いいたします。この調査に伴い資産の申告漏れ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

#### 5. 国税資料等の閲覧について

久米島町では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っております。閲覧した書類の内容と、久米島町への申告内容に差異が見受けられた場合は、個別に確認をさせていただきますのでご協力をお願いいたします。なお、申告依頼に応じていただけない場合、調査で把握した償却資産の内容を基に賦課決定を行うことがあります。

#### 6. 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法386条及び久米島町税条例第75条の規定により10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定より、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されること


#### 7. 電子申告(インターネット上からの申告)について

久米島町ではeLTAXを利用した固定資産税(償却資産)の電子申告を受け付けています。

地方税の電子申告を行うには  
エル タ ッ ク ス  
申告書の提出は **eLTAX** による電子申告をご利用ください。

ご利用開始・利用方法などについては、ホームページをご覧ください。  
eLTAXヘルプデスクまでお電話ください。

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>  
電話：0570-081459 (ハイシンコク)  
上記の電話番号でつながらない場合 03-5521-0019  
(土日祝・年末年始を除く、平日9:00~17:00)



ホームページはこちら



## Ⅲ. 申告書の作成

個人の場合は住所(居住地)、法人の場合は本店所在地を記入してください。  
納税通知書や申告書等の送付先の指定があれば記入してください。

### 1. 償却資産申告書の記入例

提出する年月日を記入してください。

個人の場合は署名の上、屋号があれば記入してください。  
法人の場合は名称及び代表者名を記入してください。

平成 31 年 1 月 15 日		平成 31 年度		※所有者コード																	
受付印		久米島町長 殿		六等様式(提出用)																	
1 住所	〒 901-3108 くめじまちょうあざひが 久米島町字比嘉 2 8 7 0 番地 (電話 098-985-0000)	3 個人番号又は法人番号	1 0 1 9 8 7 6 5 4 3 2 1	8 短期耐用年数の承認	有	・	無	9 増加償却の届出	有	・	無	10 非課税該当資産	有	・	無	11 課税標準の特例	有	・	無		
2 氏名	かみきりや 球美 株式会社 球美 代表取締役 久米 球美男 (署名)	4 事業種目	水製造業 (資本等の額) ( 1 0 百万円 )	5 事業開始年月	平成 14 年 4 月	12 特別償却又は経費控除	有	・	無	13 税務会計上の償却方法	定率法	・	定額法	14 青色申告	有	・	無				
6 事業開始年月	平成 14 年 4 月	6 この申告に回答する者の氏名及び住所	経理 久米 花子 (電話 098-985-0000)	7 税理士等の氏名	白瀬 太郎 (電話 098-896-0128)	15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 久米島町字仲泊 6 9 9			②			③			16 借用資産 ( 有 ・ 無 )			貸主の名称等		
15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 久米島町字仲泊 6 9 9			②			③			16 借用資産 ( 有 ・ 無 )			貸主の名称等			17 事業所用家屋の所有区分			自己所有 ・ 借家		
16 借用資産 ( 有 ・ 無 )																18 備考(添付書類等)					
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有 ・ 借家																				
18 備考(添付書類等)																					
資産の種類	前年取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)																	
1 構築物	6,870,000	278,000	3,588,000	10,180,000																	
2 機械及び器具	5,490,000	380,000		5,110,000																	
3 船舶																					
4 航空機																					
5 車両及び運搬具																					
6 工具、器具及び備品	3,900,000		485,000	4,385,000																	
7 合計	16,260,000	658,000	4,073,000	19,675,000																	
資産の種類	評価額 (ホ)	※決定価格 (ヘ)	※課税標準額 (ト)																		
1 構築物																					
2 機械及び器具																					
3 船舶																					
4 航空機																					
5 車両及び運搬具																					
6 工具、器具及び備品																					
7 合計																					

○「3.個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記入してください。

○事業の内容を具体的に記入してください。複数の事業を行っている場合は、主たる事業種目を記入してください。

○事業を開始した年月又は法人の設立年月を記入してください。

○この申告に回答する者及び税理士等の氏名と電話番号を必ず記入してください。

町内における事業所等資産の所在地を記入してください。

借用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。  
借用資産がある場合は、貸主の住所、名称等を記入してください。

記入の必要はありません。  
(電算処理により申告される方を除く)

前年度申告資産から増減のない場合や該当資産がない場合、廃業や解散等の場合も必ず申告してください。  
廃業や解散等の異動があった場合は、異動年月や異動内容を付記してください。

## 2. 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

- (資産の種類)
1. 構築物
  2. 機械及び装置
  3. 船舶
  4. 航空機
  5. 車両及び運搬具
  6. 工具、器具及び備品

(取得年月)の年号  
 昭和 → 3  
 平成 → 4  
 令和 → 5

増加資産の申告をする場合は「増加資産」を、所有する全資産の申告をする場合は「全資産」を○で囲んでください。

(耐用年数)  
 法定耐用年数に基づいて記入してください。

この種類別明細書が「何枚あってうち何枚目か」を記入してください。

(増加事由)  
 資産の増加事由について、該当する番号を○で囲んでください。  
 1. 新規取得  
 2. 中古品取得  
 3. 移動による受入れ  
 4. その他

(摘要)  
増加事由が「3.移動」「4.その他」に該当する場合は、その内容を記入してください。  
 また、課税標準の特例適用や特記事項があれば記入してください。

平成31年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名	
所有者コード		所有者名										株式会社 球磨	
行番	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	価額	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要
号				量	年号 年月	円	年数	%	円	率	円	1枚のうち 1枚目	
01	1		舗装路面	1	4/30/5	2,268,000	10					○	この欄は記入しないでください。
02	1		野立看板	1	4/30/5	1,320,000	20					○	
03	6		エアコン	1	4/30/6	300,000	6					○	
04	6		カラーコピー機	1	4/29/10	185,000	5					○	H30申告漏れ分
05													
06													
07													
08													
09													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
小計				4		4,073,000							

注意 取得年月日の「年号」の欄は、3昭和、4平成を意味します。平成以外は該当する数字に訂正してください。  
 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかを○で囲んでください。

この計が償却資産申告書の「前年中に取得したもの(ハ)」の合計欄と一致します。

### 3. 種類別明細書(減少資産)の記入例

この種類別明細書が「何枚あって  
うち何枚目か」を記入してください。

(資産の種類)(抹消コード)(取得価額)(減少の事由及び区分)  
減少資産について、資産の種類、資産番号及び取得価額を記入してください。  
減少の事由と全部・一部の区分は、該当する番号を○で囲んでください。

(資産の一部が減少した場合)  
減少の区分は「2.一部」とし、減少した資産の数量と取得価額を記入してください。  
なお、「摘要欄」には、「当初取得価額〇〇〇円(数量〇〇)のうち、〇〇円(数量〇)」等と記入してください。

資産の名称、取得年月及び耐用年数を修正する場合  
減少の事由は「4.その他」とし、資産の種類と資産番号、訂正箇所の正しい内容のみ記入してください。  
なお、「摘要欄」には「資産の名称変更」等の修正事由を記入してください。  
※平成20年度税制改正による「機械及び装置」の耐用年数の変更の場合は、「摘要欄」に「省令改正」と記入してください。

(資産の種類及び取得価額を修正する場合)  
減少の事由は「4.その他」とし、この種類別明細書(減少資産用)に一度減失記入をするとともに、種類別明細書(増加資産・全資産用)に正しい内容を再登録してください。  
なお、「摘要欄」には「種類の変更」等の修正理由を記入してください。

平成 31 年度		種類別明細書(減少資産用)										所有者名		久米町		
所有者コード												株式会社 球養		1枚のうち 1枚目		
行 番 号	抹消コード	資産の名称等	数 量	取得年月			取得価額 円	耐用 年 数	種類 コード	減少の事由及び区分		摘 要				
				年 号	年	月				1売却 3移動	2減失 4その他					1全部 2一部
01	418					278,000			1	2	3	4	1	2		
02	1100008					380,000			1	2	3	4	1	2		
03	2000612	ファクシミリ							1	2	3	4	1	2	資産名称の変更	
04	2001024			4	24	8			1	2	3	4	1	2	取得年月の申告誤り	
05									1	2	3	4	1	2		
06									1	2	3	4	1	2		
07									1	2	3	4	1	2		
08									1	2	3	4	1	2		
09									1	2	3	4	1	2		
10									1	2	3	4	1	2		
11									1	2	3	4	1	2		
12									1	2	3	4	1	2		
13									1	2	3	4	1	2		
14									1	2	3	4	1	2		
15									1	2	3	4	1	2		
16									1	2	3	4	1	2		
17									1	2	3	4	1	2		
18									1	2	3	4	1	2		
19									1	2	3	4	1	2		
20									1	2	3	4	1	2		
小計						658,000			1	2	3	4	1	2		

この計が償却資産申告書の「前年中に減少したものの(ロ)」の合計欄と一致します。